

## 京都市会の基本理念の考え方

### (議会の責務)

京都市議会は日本国憲法に定義される地方自治の基本原則である「住民自治」と「団体自治」を忠実に果たし、地方自治の確立に努めねばならない。

### (議会と行政)

二元代表制の一翼を担う議会は、執行機関との一定の緊張関係の下、執行機関の監視機能を十分発揮しなければならない。

### (市民と行政)

住民代表により構成される市議会は、住民の多種多様なニーズの汲み上げ、政策としての反映により行政に対し住民ニーズにこたえなければならない。

### (議会人の責務)

我々議会人は、自治体唯一の立法機関としての議決責任の重みをよく認識し、市民に信頼され、期待される議会となるように不断の努力を行っていかねばならない。同時に、市民の代表者として、京都市市民憲章の遵守をはじめ市民の範となるよう努めねばならない。

上記において必要と思われる措置を十二分に含めた基本条例を策定すべきである。